

在籍型転進支援サービス

(公告/公示日: 2024年4月26日/公告番号: 24a00235) 意見招請実施要領について、意見招請に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長 (契約担当)

| 通番 | 該当頁 | 該当項目 | 質問 | 回答 |
|----|-----------|---|---|---|
| 1 | P. 5 | 4. 業務内容(2)実施内容・方法 | 受注者の実施項目①-③ではなく、①-④の範囲だと思われま | ご指摘の通り①から④までとなります。資料を修正し |
| 2 | P. 5 | 4. 業務内容(2)実施内容・方法 ②キャリアカウンセリング | 発注者の勤務時間については具体的に何時～何時になりますでしょうか。 | JICAの勤務時間は月曜から金曜日(祝日を除く)午前9時30分から午後5時45分(昼休みは、12時30分から13時15分まで)までとなります。但し、時差出勤制度を導入しているため、勤務時間をずらして勤務している職員も多数存在します。 |
| 3 | P. 5 | 4. 業務内容(3)実施体制③ | 上記と同じく、発注者の勤務時間での対応で問題ないでしょうか。 | 電話、テレビ会議による対応は、上記の時間内(9時30分から17時45分まで)の対応をお願いします。また、メールによる対応については、上記時間外に送受信したものは次の営業時間に、対応をお願いします。受注者の都合によりJICA勤務時間外の対応を希望する場合は、可能な範囲で対応します。 |
| 4 | P. 9 | 2. 業務実施方針等(2)業務実施体制 | キャリアコンサルタントは外部パートナーを活用してのご提案は可能でしょうか。 | 外部パートナーを活用していただくことは可能ですが、活用する外部パートナー会社を特定するとともに、外部パートナーを含めた実施体制をご提案ください。 |
| 5 | P. 5 | 4. 業務内容(2)実施内容・方法 ②キャリアカウンセリング | キャリアカウンセリング等について、WEBでの実施等も問題ないでしょうか。 | 対面ではなくWeb会議(JICAの標準Web会議はMicrosoft Teamsとなっています。)でのキャリアカウンセリングを想定しています。 |
| 6 | P4 | 3. 履行期間 | 契約期間(予定)について: 既存の2025年3月までの契約がある場合の期間は、どのようになるか。 2025年4月1日から2027年7月31日までになるのか。 | 今回は新たな業務内容での契約に係る意見招請です。 |
| 7 | P4 | 4. 業務の内容 (1) 業務の流れ | 転進支援サービスの提供期間について: 在籍型とのことだが、6か月間のサービスを提供し、就職先が決まらなかった場合はどのような形になるのか。 対象者はそのまま在籍するのか。 | 6ヶ月のサービス利用後に就職先が決まらなかった場合、対象者はJICAでの勤務を継続します。 |
| 8 | P5 | 4. 業務の内容 (1) 業務の流れ | 転進支援サービス提供について: 対象者一人あたり、1回のサービス利用になるのか。複数回利用できるのか。 | 原則1回のみ利用となります。 |
| 9 | P6 | 5. 業務実施上の留意事項 | 毎年10月頃に対象者リストを提供いただけるとのことだが、どのような情報を提供いただけるか。 対象者が申し込みできる期間やその他の条件等も提供いただけるか。 | 対象者については、氏名、年齢、連絡先(メールアドレス)、JICA内での勤務履歴を提供します。サービスの利用開始は11月を想定しますが、対象者の業務上の都合により11月開始が難しい場合は、当該対象者の利用開始時期を提示します。 |
| 10 | P6 | 6. 成果物・業務提出物等 | 「契約期間を越えて対象者に対するサービスの提供が継続される場合」との記載があるが、どのようなケースを想定しているか。 | 対象者の業務上の都合により、サービス利用開始が遅れ、契約期間内に対象者の6か月のサービス利用期間が終了しなかった場合を想定しています。なお、契約期間終了後に新たな対象者のサービス利用開始を依頼することはありません。 |
| 11 | P10 | 7. 経費支払方法(成果物との関係) 別紙3 経費の積算にかかる留意点(案)(積算様式(案)含) | 転進支援サービスの提供期間について: 「1人につき、3年間、転職支援サービスを行うとの想定で」との記載があるが、6ヶ月間のサービス提供とは別のことを指すのか。3年間まで複数回利用できるということか。 | ご指摘ありがとうございます。「1人につき、3年間」との記載は誤りで、「1人につき、6か月間」が正しくなります。関係する部分を修正します。 |
| 12 | | | 過去の転進支援サービス利用者の数。 実際の利用者数はどのくらいか。 | 過去5年度(2019年度から23年度まで)の転進支援制度の利用者は50名で内11名が転進支援サービスを利用しました。但し、上記転進支援サービスの利用は退職した後の利用となり、今回の退職を前提としない転進支援サービスとは前提が異なることをご理解ください。 |
| 13 | P. 4P. 10 | 3. 履行期間 | ・本業務は2024年度から3年間の在籍型転進支援サービスを対象とする。 ・ただし、上記期間に発注した転進支援サービスについては、当該対象者の利用開始から6ヶ月間サービスを提供する。 上記の記述より全体の契約期間としては3年、個別対象者に対するサービス提供期間は6ヶ月と認識するが相違がないか。 また、その場合P10に記載されている以下文章と矛盾するように考えられるが、どうか。 (1) 経費の費目構成 1人につき、3年間、転職支援サービスを行うとの想定で、支援対象者1人当たりの業務単価を積算ください。 | ご指摘ありがとうございます。 ご理解のとおり、1人当たりのサービス利用期間は6ヶ月となります。 このため、ご質問の後段で指摘いただいた「3年間」の部分は「6か月」と修正をします。 |
| 14 | P5 | (2) 実施内容・方法 | ③④に関連し、在籍出向という形で他企業へ一定期間異動しスキル等実践的な習得や、志向性確認を行うことが可能か。 ※出向先は受注者が募集・収集し、出向契約は発注者・受入企業が締結することを想定 | 6ヶ月の利用期間中に在籍出向をすることは想定していません。 |
| 15 | P5 | (2) 実施内容・方法 | ①～④について、オンラインでの開催・実施は可能か。①～④個別でオンライン可・不可という形で回答いただきたい。また、現時点でそれぞれのサービス提供場所が規定されているのであれば合わせて回答いただきたい。 | ①については、Web会議(Microsoft Teams)での対応を可能とします。 ②及び④については、Microsoft TeamsもしくはZoomでの実施を前提とします。 ③については、Microsoft TeamsもしくはZoom(Zoomの利用はMicrosoft Edge上での利用となります)での実施を想定していますが、オンデマンド研修については、Microsoft Edgeでの利用を想定します。 |
| 16 | P6 | 6. 成果物・業務提出物等 | ・サービスを利用中の対象者の進捗状況の概略を含む月次報告書。なお、契約期間を越えて対象者に対するサービスの提供が継続される場合は、サービス提供終了まで提供すること。 上記「契約期間を越えて対象者に対するサービスの提供が継続される場合」とはどのような状況を想定しているのか。 | 3年目(最終年)の対象者のサービス利用が何らかの理由で遅れ、2027年7月31日までに終了できなかったことを想定しています。 |
| 17 | P12 | (総則) 3「契約金額」 | 契約金額について、以下の規定があるが、サービス提供場所により経費などが大幅に変動するため、予めサービス提供場所について確認しておきたい。 契約金額は本業務の実施に必要な諸経費並びに消費税及び地方消費税(消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づくもの。以下「消費税等」という。)を含むもの | サービスの利用にあたっては、原則オンラインでの提供を前提としております。受注者の施設を対象者が利用することや、受注者がJICAへ来訪することは想定していません。 |
| 18 | P. 5 | 別紙1 4. (2) ① | 1行目および2行目の「発注者」の箇所は「受注者」が正しい表記かと思料いたします。 | ご指摘ありがとうございます。説明会はJICAが開催し、受注者に説明を行っていただくことを想定しています。このため2行目の「発注者」を「受注者」と修正します。 |
| 19 | P. 10 | 別紙3 (1) 経費の費目構成 | 「1人につき、3年間、転職支援サービスを行うとの想定で～」と記載がございますが、「1人につき、6ヶ月間、転職支援サービスを行う～」が正しい表記かと思料いたします。 | ご指摘ありがとうございます。ご指摘の通り「6か月間」が正しい記載となります。資料は修正します。 |